

大分市ブランド認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の6次産業化及び農商工連携に係る魅力ある加工品に対して、地域ブランドとしての認証（以下「認証」という。）を行い、広く情報発信することにより、消費拡大及び地域経済の活性化を図るとともに、本市の魅力を向上させることを目的として実施する大分市ブランド認証制度（以下「認証制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証を行う加工品)

第2条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たす加工品に対して認証を行うものとする。

- (1) 市内で生産された農林水産物等を主原材料としていること。
- (2) 市内外で広くPRされており、又は広くPRされる予定があること。
- (3) 6月以上販売されていること。

(申請資格)

第3条 認証を受けることができる者は、加工品を製造し、又は販売する者（加工品（食品に限る。以下この条（第1号を除く。）において同じ。）を販売する者にあつては、食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定により、当該加工品の表示内容に責任を有する者として表示されている者に限る。）であつて、次に掲げる全ての

要件に該当するものとする。

- (1) 加工品の製造又は販売について、法令等の規定に違反していないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（認証の申請）

第4条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、大分市ブランド認証申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（認証の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、申請に係る加工品の認証を決定し、大分市ブランド認証書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 市長は、認証の決定を受けた者（以下「認証事業者」という。）に意見をすることができる。

（公表）

第6条 市長は、認証の決定を受けた加工品（以下「認証加工品」という。）及

び認証事業者について、市のホームページ等で公表するものとする。

(認証の表示)

第7条 認証事業者は、認証加工品（包装、容器等を含む。）に認証加工品であることを証明するロゴマークを表示することができる。

(認証内容の変更)

第8条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市ブランド認証申請事項変更届出書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 認証加工品の名称等を変更したとき。
- (2) 認証事業者の氏名又は住所（認証事業者が法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）を変更したとき。
- (3) 認証加工品の製造又は販売を中止し、又は廃止するとき。
- (4) 認証加工品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他第4条の規定による申請に係る事項を変更したとき。

(認証の有効期間等)

第9条 認証の有効期間は、市長が定める日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

2 認証の有効期間は、認証事業者の申請に基づき、更新することができる。

3 第4条の規定は、認証事業者が認証の更新をしようとする場合について準用する。この場合において、同条中「認証を受けよう」とあるのは「認証の更新をしよう」と、「市長が定める日」とあるのは「当該認証の有効期間が満了する日の6月前の日」と読み替えるものとする。

(事業実績状況報告)

第10条 認証事業者は、認証の有効期間における各年度の末日から2月が経過する日までに、前年度における認証加工品の製造量（加工品を販売する者にあつては、販売量）、広報宣伝等の取組状況等について、大分市ブランド認証事業実績状況報告書（様式第4号）により、市長に報告しなければならない。

(認証後の調査及び改善指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、認証事業者に対して、認証加工品に係る製造、販売の状況等を調査し、改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うものとする。

(認証事業者の責任)

第12条 認証加工品の製造、販売等において、当該認証加工品に係る事故、苦情等が発生したときは、認証事業者がその責任を負うものとし、当該事故、苦情等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

(認証の取消し)

第13条 市長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) 前条の規定による調査又は指示に正当な理由なく従わないとき。
- (3) 認証加工品の製造又は販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他市長が認証事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、大分市ブランド認証取消通知書（様式第5号）により、認証事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた認証事業者（以下「取消事業者」という。）は、速やかに大分市ブランド認証書を市長に返還しなければならない。

4 取消事業者は、当該取消の日から起算して1年を経過する日までの間は、第4条の規定による申請をすることができない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。